

第 1 1 9 期 決算公告

静岡市葵区呉服町一丁目10番地
株 式 会 社 静 岡 銀 行
取 締 役 頭 取 八 木 稔

2025年6月30日

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	961,636	預金	11,984,712
現金	84,631	当座預金	673,007
預け金	877,004	普通預金	7,509,284
コールローン	140,298	定期預金	2,909,285
買入金銭債権	50,723	定期積金	35,010
特定取引資産	9,700	その他の預金	858,124
商品有価証券	452	譲渡性預金	134,919
特定金融派生商品	4,252	コールマネー	34,092
その他の特定取引資産	4,995	売現先勘定	506,350
金銭の信託	143,700	債券貸借取引受入担保金	409,480
有価証券	3,324,499	特定取引負債	3,666
国債	947,277	特定金融派生商品	3,666
地方債	163,244	借入金	1,313,755
社債	529,230	借入金	1,313,755
株式	470,581	外国為替	469
その他の証券	1,214,166	売渡外国為替	30
貸出金	10,735,073	未払外国為替	438
割引手形	12,791	信託勘定借	109
手形貸付	119,672	その他負債	163,289
証書貸付	9,434,192	未決済為替借	1,587
当座貸越	1,168,418	未払法人税等	11,858
外国為替	9,366	未払費用	10,546
外国他店預け	6,875	前受収益	2,514
買入外国為替	2,308	給付補填備金	6
取立外国為替	181	金融派生商品	66,787
その他資産	188,734	金融商品等受入担保金	39,474
未決済為替貸	1,053	リース債務	953
前払費用	2,412	資産除去債務	44
未収収益	17,675	その他の負債	29,515
金融派生商品	57,699	退職給付引当金	1,452
金融商品等差入担保金	44,422	役員退職慰労引当金	437
その他の資産	65,471	睡眠預金払戻損失引当金	583
有形固定資産	45,932	偶発損失引当金	1,242
建物	21,989	ポイント引当金	197
土地	16,802	繰延税金負債	53,933
リース資産	520	支払承諾	69,938
建設仮勘定	1,362	負債の部合計	14,678,629
その他の有形固定資産	5,258	純資産の部	
無形固定資産	21,475	資本金	90,845
ソフトウェア	21,125	資本剰余金	54,884
その他の無形固定資産	349	資本準備金	54,884
前払年金費用	15,533	利益剰余金	667,899
支払承諾見返	69,938	利益準備金	90,845
貸倒引当金	△47,615	その他利益剰余金	577,054
投資損失引当金	△48	固定資産圧縮積立金	3,629
		特別積立金	493,700
		繰越利益剰余金	79,724
		株主資本合計	813,629
		その他有価証券評価差額金	166,456
		繰延ヘッジ損益	10,233
		評価・換算差額等合計	176,689
		純資産の部合計	990,319
資産の部合計	15,668,948	負債及び純資産の部合計	15,668,948

損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		291,240
資金運用収益	229,991	
貸出金利息	150,416	
有価証券利息配当金	70,094	
コールローン利息	3,287	
預け金利息	5,397	
その他の受入利息	795	
信託報酬	2	
役務取引等収益	41,723	
受入為替手数料	6,959	
その他の役務収益	34,764	
特定取引収益	1,006	
商品有価証券収益	29	
特定金融派生商品収益	930	
その他の特定取引収益	46	
その他業務収益	2,239	
国債等債券売却益	1,990	
金融派生商品収益	249	
その他経常収益	16,277	
償却債権取立益	28	
株式等売却益	14,732	
金銭の信託運用益	466	
その他の経常収益	1,048	
経常費用		199,915
資金調達費用	80,836	
預金利息	40,163	
譲渡性預金利息	2,518	
コールマネー利息	1,178	
売現先利息	26,984	
債券貸借取引支払利息	796	
借入金利息	1,355	
金利スワップ支払利息	6,623	
その他の支払利息	1,216	
役務取引等費用	14,202	
支払為替手数料	1,448	
その他の役務費用	12,754	
その他業務費用	12,653	
外国為替売買損	149	
国債等債券売却損	12,504	
営業経費	86,020	
その他経常費用	6,202	
貸倒引当金繰入額	3,945	
株式等売却損	994	
株式等償却	326	
その他の経常費用	936	
経常利益		91,325
特別利益		6,481
固定資産処分益	6,481	
特別損失		4,690
固定資産処分損	311	
減損損失	4,379	
税引前当期純利益		93,116
法人税、住民税及び事業税	25,474	
法人税等調整額	983	
法人税等合計		26,457
当期純利益		66,659

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社及び子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

① 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

② 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく損失率に将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率を乗じることにより、貸倒引当金を計上しております。

③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

- ④ 上記①～③以外の債務者（正常先・要注意先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく損失率に将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により、貸倒引当金を計上しております。

（注） 1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約8年間、事業性貸出先のうち上記④の正常先は約3～4年、要注意先は約3年、要管理先は約4年、上記②の破綻懸念先は約5年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当事業年度は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（2）投資損失引当金

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

（5）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

（6）偶発損失引当金

偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

（7）ポイント引当金

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の計上

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 47,615百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りに関する理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」の「6. 引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー見積法による将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込において仮定をおいています。事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込は、債務者の属する業種・業界における市場の成長性や価格動向等に基づき決定しております。

また、経営改善計画を策定している債務者については、債務者の策定する予算、中期経営計画及び経営改善計画等の事業計画の将来見込情報を踏まえた債務者区分の判断が行われております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

物価高や利上げ、人手不足等の経済環境や債務者の属する業種・業界における市場の成長性、価格動向等の変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失

(1) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当事業年度において、当行の支店営業部門を構成する営業用店舗に帰属する事業用資産に関して、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,379百万円（ソフトウェア等4,132百万円、土地118百万円、建物35百万円、リース資産29百万円、その他の有形固定資産62百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、部門単位の減損判定における減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定方法は次のとおりです。（減損の兆候先の識別、認識要否の判定及び測定）

各部門について、部門における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる又は継続してマイナスとなる見込みである場合や土地価額が帳簿価額の50%超下落する場合、廃店や移転等による資産の使用方法の変更等が生じた場合には、減損の兆候先を識別します。

減損の兆候先の固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、当該部門の固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、固定資産の帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額の高い方として算定しております。

② 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当行では、支店営業部門については、各営業用店舗単位をグルーピングの最小単位としております。

ソフトウェア等については、各部門での使用が合理的に認められるものについては各部門に帰属する資産としております。支店営業部門に帰属するソフトウェアについては、各営業用店舗の人員を基本として、営業用店舗に配分をしております。

各営業用店舗の使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、直近の営業純益や営業純益計画を基礎として算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しておりますが、その算定に当たって使用する割引率については、資本コスト（リスクフリーレート、株式ベータ等に基づき計算）の水準を参考としたうえで、10%としております。

正味売却価額は、適切に市場価額を反映していると考えられる指標である不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。ソフトウェア資産については自社利用のシステムとしてカスタマイズされており、他社における利用価値はないため、正味売却価額を零としております。

③ 当事業年度以降の財務諸表に与える影響

使用価値算定の基礎となる将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額の算定の基礎となる不動産鑑定評価額等は、当事業年度における評価や仮定に基づき算定しているため、社会経済等の動向や不動産市場の状況、金融経済環境等の変化などにより影響を受けることがありますので、仮定の見直し等が必要となった場合、減損損失の金額が増加する可能性があります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 95,361百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）の貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,687百万円
危険債権額	66,352百万円
三月以上延滞債権額	1,126百万円
貸出条件緩和債権額	7,768百万円
合計額	92,936百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,099百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,664,321百万円
貸出金	983,558百万円
担保資産に対応する債務	
預金	29,643百万円
売現先勘定	506,350百万円
債券貸借取引受入担保金	409,480百万円
借入金	1,313,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券106,101百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、金融商品等差入担保金44,422百万円及び保証金1,814百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,675,271百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,545,903百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 115,675百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,025百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は、20,670百万円であります。
9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託109百万円であります。
10. 関係会社に対する金銭債権総額 29,371百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額 186,851百万円
12. 単体自己資本比率（国際統一基準）は12.55%であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 1,961百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 253百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 83百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|----------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 181百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 1,145百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 7,547百万円 |
- 関係会社とのその他の取引
- | | |
|---------|----------|
| 資産の購入額等 | 7,666百万円 |
|---------|----------|
2. 当事業年度において、当行は静岡県内の営業用店舗63か所及び遊休資産1か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、当行の支店営業部門については、営業用店舗をグルーピングの最小単位としております。遊休または処分予定資産については、各資産単位でグルーピングをしております。

また、共用資産のうち各部門（支店営業部門、海外店、東京営業部門等）での使用が合理的に認められるものについては、各部門に帰属する資産としたうえで減損判定を実施しております。なお、支店営業部門に帰属するソフトウェアについては、各営業用店舗の人員を基本として、営業用店舗に配分をしております。

その結果、当事業年度において、当行の支店営業部門を構成する営業用店舗に帰属する事業用資産に関して、投資額の回収が見込めなくなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,379百万円（ソフトウェア等4,132百万円、土地118百万円、建物35百万円、リース資産29百万円、その他の有形固定資産62百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値あるいは正味売却価額の高い方として算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、使用する割引率については、資本コスト（リスクフリーレート、株式ベータ等に基づき計算）の水準を参考としたうえで、10%としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき評価した金額から処分費用見込額を控除して算定しております。ソフトウェア資産については自社利用のシステムとしてカスタマイズされており、他社における利用価値はないため、正味売却価額を零としております。

3. 関連当事者との取引に関する事項

(1) 子会社・子法人等及び関連法人等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	静銀信用保証株式会社	所有 直接100.00%	当行ローン等の 保証 役員の兼任	当行ローン等の保証	2,657,748	—	—
				保証の履行による 当行ローン等の回収	1,808	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・静銀信用保証株式会社より当行の各種ローン等に対して保証を受けております。保証料は、同社に対して各種ローン債務者が直接支払っているほか、当行が貸出金利息に含めて受領後に3,363百万円を支払っております。
- ・保証条件は、商品ごとに保証対象の各種ローン等の信用リスク等を勘案し決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員の 近親者	清川ビル 清川 栄一郎	—	—	資金の貸付	(平均残高) 691	貸出金	662
役員及び その近親者が 議決権の 過半数を所有 している会社	清川商事 株式会社	—	—	資金の貸付	(平均残高) 169	貸出金	160
役員及び その近親者が 議決権の 過半数を所有 している会社	清川不動産 株式会社	—	—	資金の貸付	(平均残高) 840	貸出金	765

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・貸出金取引については、一般の取引と同様な条件で行っております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」及び「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△4

2. 満期保有目的の債券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	3,879	3,941	61
	うち外国債券	3,879	3,941	61
	小計	3,879	3,941	61
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	8,321	8,315	△6
	その他	—	—	—
	うち外国債券	—	—	—
	小計	8,321	8,315	△6
合計		12,201	12,256	55

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) その他、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	94,995
関連法人等株式	366

4. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	462,048	86,858	375,189
	債券	762	760	2
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	762	760	2
	その他	424,139	412,141	11,998
	うち外国債券	140,823	139,333	1,490
	小計	886,951	499,760	387,190
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	250	329	△79
	債券	1,630,667	1,758,499	△127,831
	国債	947,277	1,043,695	△96,417
	地方債	163,244	170,371	△7,127
	社債	520,145	544,432	△24,286
	その他	567,409	605,404	△37,994
	うち外国債券	489,990	525,450	△35,460
	小計	2,198,327	2,364,232	△165,905
合計		3,085,278	2,863,993	221,285

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	7,010
組合出資金	124,646

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	16,349	13,238	—
債券	217,286	46	11,473
国債	123,731	—	8,234
地方債	91,423	45	3,234
社債	2,131	1	4
その他	455,155	8,564	3,957
うち外国債券	199,983	1,888	1,031
合計	688,791	21,849	15,430

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はその他34百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄をすべて著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託 (2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が貸借 対照表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的の金 銭の信託	5,700	5,700	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の金銭の信 託	138,000	138,000	—	—	—

(注) 合同運用の金銭の信託であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	13,840 百万円
退職給付引当金	5,354
有価証券償却	3,738
減価償却費	6,112
その他	8,592
繰延税金資産小計	37,638
評価性引当額	△5,130
繰延税金資産合計	32,507
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△71,113
退職給付信託設定益	△4,176
退職給付信託返還有価証券	△2,070
その他	△9,080
繰延税金負債合計	△86,440
繰延税金負債の純額	△53,933 百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律 (2025年法律第13号)」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.8%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.7%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は1,802百万円増加し、その他有価証券評価差額金は2,080百万円、繰延ヘッジ損益は133百万円、法人税等調整額は411百万円それぞれ減少しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,664円04銭
1株当たりの当期純利益金額	112円00銭

信 託 財 産 残 高 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸 金	109	金 銭 信 託	747
現 金 預 け 金	637		
合 計	747	合 計	747

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産の残高は5百万円であります。
 3. 元本補填契約のある信託については、下表のとおりです。

元 本 補 填 契 約 の あ る 信 託

(2025年3月31日現在)

金銭の信託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸 金	109	元 本 補 填 契 約 の 有 る 信 託	109
		そ の 他	0
合 計	109	合 計	109

- (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

第 1 1 9 期 決算公告

2025年6月30日

静岡市葵区呉服町一丁目10番地
株 式 会 社 静 岡 銀 行
取 締 役 頭 取 八 木 稔

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
現金預け金	963,850	預金	11,849,224
コールローン及び買入手形	140,298	譲渡性預金	134,119
買入金銭債権	50,723	コールマネー及び売渡手形	34,092
特定取引資産	9,700	売現先勘定	506,350
金銭の信託	143,700	債券貸借取引受入担保金	409,480
有価証券	3,241,695	特定取引負債	3,666
貸出金	10,737,136	借入金	1,313,755
外国為替	9,366	外国為替	469
その他資産	194,033	信託勘定借	109
有形固定資産	46,056	その他負債	178,782
建物	22,004	退職給付に係る負債	3,282
土地	16,802	役員退職慰労引当金	468
リース資産	582	睡眠預金払戻損失引当金	583
建設仮勘定	1,362	偶発損失引当金	1,242
その他の有形固定資産	5,305	ポイント引当金	246
無形固定資産	20,626	繰延税金負債	54,460
ソフトウェア	20,266	支払承諾	69,971
リース資産	1	負債の部合計	14,560,305
その他の無形固定資産	357	純資産の部	
退職給付に係る資産	17,279	資本金	90,845
繰延税金資産	2,255	資本剰余金	54,884
支払承諾見返	69,971	利益剰余金	706,906
貸倒引当金	△51,830	株主資本合計	852,636
投資損失引当金	△48	その他有価証券評価差額金	163,075
		繰延ヘッジ損益	10,233
		為替換算調整勘定	7,318
		退職給付に係る調整累計額	1,245
		その他の包括利益累計額合計	181,872
		純資産の部合計	1,034,509
資産の部合計	15,594,814	負債及び純資産の部合計	15,594,814

連結損益計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		297,750
資金運用収益	228,100	
貸出金利息	150,426	
有価証券利息配当金	68,190	
コールローン利息及び買入手形利息	3,287	
預け金利息	5,400	
その他の受入利息	795	
信託報酬	2	
役務取引等収益	49,320	
特定取引収益	1,006	
その他業務収益	2,239	
その他経常収益	17,080	
償却債権取立益	71	
その他の経常収益	17,008	
経常費用		202,767
資金調達費用	80,659	
預金利息	39,983	
譲渡性預金利息	2,517	
コールマネー利息及び売渡手形利息	1,178	
売現先利息	26,984	
債券貸借取引支払利息	796	
借入金利息	1,355	
その他の支払利息	7,844	
役務取引等費用	13,283	
その他業務費用	12,690	
営業経費	89,145	
その他経常費用	6,987	
貸倒引当金繰入額	3,893	
その他の経常費用	3,093	
経常利益		94,983
特別利益		6,481
固定資産処分益	6,481	
特別損失		4,690
固定資産処分損	311	
減損損失	4,379	
税金等調整前当期純利益		96,774
法人税、住民税及び事業税	27,092	
法人税等調整額	1,000	
法人税等合計		28,092
当期純利益		68,681
親会社株主に帰属する当期純利益		68,681

連 結 注 記 表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 10社

会社名	静銀 I Tソリューション株式会社
	静銀信用保証株式会社
	静銀カード株式会社
	静銀総合サービス株式会社
	静銀モーゲージサービス株式会社
	静銀ビジネスクリエイト株式会社
	しずぎんハートフル株式会社
	Shizuoka Liquidity Reserve Limited
	Shizuoka EU Liquidity Reserve Limited
	Shizuoka SG Liquidity Reserve Limited

(2) 非連結の子会社及び子法人等 6社

主要な会社名 ターンザタイト株式会社

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 2社

会社名	静銀セゾンカード株式会社
	コモンズ投信株式会社

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 6社

主要な会社名 ターンザタイト株式会社

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社・子法人等及び関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日	10社
------	-----

会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、2. (1) と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、主として定率法（ただし、2016年4月1日以後に取得した構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～50年
その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、主として税法基準による定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先 : 破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先 : 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 : 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で、今後の管理に注意を要する債務者

要管理先 : 要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

正常先 : 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

(1) 破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

(2) 破綻懸念先に係る債権のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により貸倒引当金を計上しております。これ以外の債務者に対する債権については、主に債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく損失率に将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率を乗じることにより、貸倒引当金を計上しております。

(3) 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権で、元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュ・フロー見積法により貸倒引当金を計上しております。

(4) 上記(1)～(3)以外の債務者（正常先・要注意先・要管理先）に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に基づく損失率に将来見込み等必要な修正を加えた予想損失率により、貸倒引当金を計上しております。

(注) 1 貸倒実績率の算出におけるグルーピング

貸倒実績率の算出は、消費者ローン先と事業性貸出先に区分したうえで、事業性貸出先は、正常先2区

分（正常先上位、正常先下位）、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先1区分に区分し、計7区分で行っております。

2 今後の予想損失額を見込む一定期間

債権の平均残存期間に対応する期間の予想損失率を見込み、貸倒引当金を計上しております（平均残存期間は、消費者ローン先は約8年間、事業性貸出先のうち上記（4）の正常先は約3～4年、要注意先は約3年、要管理先は約4年、上記（2）の破綻懸念先は約5年となっております）。

3 将来見込み等による予想損失率の修正について

当連結会計年度は要管理先について、予想損失率の修正を実施しておりますが、貸倒引当金への影響は軽微であります。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

6. 投資損失引当金の計上基準

投資損失引当金は、投資等について将来発生する可能性のある損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案し、必要と認められる金額を計上しております。

7. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

8. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

9. 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、将来発生する可能性のある信用保証協会への負担金支払見込額を計上しております。

10. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、クレジットカード会員に付与したポイントが将来使用された場合の負担に備え、将来使用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

13. 重要なヘッジ会計の方法

（1）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

（2）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

会計方針の変更

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響はありません。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の計上

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 51,830百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」の「5. 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

② 主要な仮定

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー見積法による将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込において仮定をおいています。事業計画における販売予測、経費削減見込および債務返済予定等の将来見込は、債務者の属する業種・業界における市場の成長性や価格動向等に基づき決定しております。

また、経営改善計画を策定している債務者については、債務者の策定する予算、中期経営計画及び経営改善計画等の事業計画の将来見込情報を踏まえた債務者区分の判断が行われております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

物価高や利上げ、人手不足等の経済環境や債務者の属する業種・業界における市場の成長性、価格動向等の変化などにより、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分、キャッシュ・フローの見積りまたは予想損失率の変更により引当額が増減し、財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損損失

会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当連結会計年度において、当行の支店営業部門を構成する営業用店舗に帰属する事業用資産に関して、投資額の回収が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,379百万円（ソフトウェア等4,132百万円、土地118百万円、建物35百万円、リース資産29百万円、その他の有形固定資産62百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、部門単位の減損判定における減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定方法は次のとおりです。（減損の兆候先の識別、認識要否の判定及び測定）

各部門について、部門における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる又は継続してマイナスとなる見込みである場合や土地価額が帳簿価額の50%超下落する場合、廃店や移転等による資産の使用方法の変更等が生じた場合には、減損の兆候先を識別します。

減損の兆候先の固定資産については、減損損失の認識要否の判定を行い、当該部門の固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、固定資産の帳簿価額を下回る場合、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減少額を減損損失として計上しております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額の高い方として算定しております。

(2) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当行では、支店営業部門については、各営業用店舗単位をグルーピングの最小単位としております。

ソフトウェア等については、各部門での使用が合理的に認められるものについては各部門に帰属する資産としております。支店営業部門に帰属するソフトウェアについては、各営業用店舗の人員を基本として、営業用店舗に配分をしております。

各営業用店舗の使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、直近の営業純益や営業純益計画を基礎として算定しております。また、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しておりますが、その算定に当たって使用する割引率については、資本コスト（リスクフリーレート、株式ベータ等に基づき計算）の水準を参考としたうえで、10%としております。

正味売却価額は、適切に市場価額を反映していると考えられる指標である不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。ソフトウェア資産については自社利用のシステムとしてカスタマイズされており、他社における利用価値はないため、正味売却価額を零としております。

(3) 当連結会計年度以降の連結財務諸表に与える影響

使用価値算定の基礎となる将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額の算定の基礎となる不動産鑑定評価額等は、当連結会計年度における評価や仮定に基づき算定しているため、社会経済等の動向や不動産市場の状況、金融経済環境等の変化などにより影響を受けることがありますので、仮定の見直し等が必要となった場合、減損損失の金額が増加する可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額 1,521百万円
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	19,706百万円
危険債権額	66,353百万円
三月以上延滞債権額	1,126百万円
貸出条件緩和債権額	7,768百万円
合計額	94,955百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、15,099百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	1,664,321百万円
貸出金	983,558百万円
担保資産に対応する債務	
預金	29,643百万円
売現先勘定	506,350百万円
債券貸借取引受入担保金	409,480百万円
借用金	1,313,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券106,101百万円を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金44,422百万円、保証金1,822百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は1,679,916百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,545,647百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 116,059百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額 9,025百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は、20,670百万円であります。
9. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託109百万円であります。
10. 連結自己資本比率（国際統一基準）は14.15%であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益14,732百万円を含んでおります。
2. 包括利益 △5,279百万円
3. 当連結会計年度において、当行は静岡県内の営業用店舗63か所及び遊休資産1か所について減損損失を計上しております。

減損損失の算定にあたり、当行の支店営業部門については、営業用店舗をグルーピングの最小単位としております。遊休または処分予定資産については、各資産単位でグルーピングをしております。

また、共用資産のうち各部門（支店営業部門、海外店、東京営業部門等）での使用が合理的に認められるものについては、各部門に帰属する資産としたうえで減損判定を実施しております。なお、支店営業部門に帰属するソフトウェアについては、各営業用店舗の人員を基本として、営業用店舗に配分をしております。

その結果、当連結会計年度において、当行の支店営業部門を構成する営業用店舗に帰属する事業用資産に関して、投資額の回収が見込めなくなった資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4,379百万円（ソフトウェア等4,132百万円、土地118百万円、建物35百万円、リース資産29百万円、その他の有形固定資産62百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、使用価値あるいは正味売却価額の高い方として算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、使用する割引率については、資本コスト（リスクフリーレート、株式ベータ等に基づき計算）の水準を参考としたうえで、10%としております。正味売却価額は不動産鑑定評価額等に基づき評価した金額から処分費用見込額を控除して算定しております。ソフトウェア資産については自社利用のシステムとしてカスタマイズされており、他社における利用価値はないため、正味売却価額を零としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当グループは静岡県を主要な営業基盤として銀行業務を中心に金融商品取引業務などの総合金融サービスを提供しております。

グループの中核となる当行では、お客さまの資金運用ニーズにおこたえするため、円貨預金に加え、外貨預金、国債、投資信託、個人年金保険などの金融商品を幅広く提供しているほか、個人向けローンや中小企業向けの貸出業務を通じ、地域のお客さまへの安定的な資金供給に取り組んでおります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当グループが保有する金融資産は、主として国内のお客さまに対する貸出金や、債券、株式などの有価証券で構成されております。

貸出金は主として貸出先の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、貸出金の約5割は静岡県内のお客さま向けとなっており、地域経済環境の変化や巨大地震などにより、信用リスクが集中して発生する可能性を有しております。

有価証券については安全性や流動性を重視した運用方針のもと、債券、株式、投資信託などを保有しております。これらは発行体の信用状態や金利の変動による市場価格の変動リスクに晒されております。株式などの保有有価証券の価格が下落した場合には減損又は評価損の発生により、当グループの業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融負債は、主として国内のお客さまからの預金や、短期金融市場からの調達により構成されております。これらの負債は、当行の格付が低下するなど信用が低下した場合や市場環境の悪化などにより、資金調達の条件が悪化する、もしくは取引が制約される可能性があります。

デリバティブ取引は、お客さまの為替や金利に係るリスクヘッジに対応するため、また、当グループの市場リスクの適切な管理を目的とし、資産・負債の総合管理（ALM）及び個別取引のヘッジに活用しております。さらに、短期的な売買を行うトレーディング取引を行っております。

デリバティブ取引の主な種類としては、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、債券先物取引などがあり、金利・為替などの市場の変化により損失が発生する市場リスクや、取引相手方の破綻等により当初の契約どおりに取引が履行されなくなる信用リスク（カウンター・パーティリスク）を有しております。また、金融資産、金融負債の間には、金利や期間のミスマッチによる金利変動リスクを内包しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 統合的リスク管理体制

当グループでは、リスク管理の基本方針などを定めた「グループリスク管理基本規程」のもと、リスクの定義、リスク管理を行うための組織体制、リスク管理の具体的な手続きなど、基本的枠組みを定め管理しております。

また、収益の向上及び健全性の維持のバランスを確保するため、リスク資本配賦による管理体制を統合的リスク管理の中心として導入しております。

「リスク資本配賦」とは、リスク限度を経営体力の中で許容できる範囲内に設定することで過大なリスクテイクを行わない仕組みであり、中核的な自己資本を配賦原資として各業務執行部署に配賦し、仮に市場リスクや信用リスクなどが顕在化した場合でも、損失が自己資本の範囲内に収まるようにコントロールしております。

② 信用リスク管理体制

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、貸出金などの回収が困難になることで損失を被るリスクをいいます。

貸出資産などの健全性を確保するため、リスク統括部信用リスクグループを信用リスク管理部署として国内外の信用リスク全般の管理を行っております。特に信用リスク管理の根幹を成す「債務者格付制度」を含む内部格付制度については、信用サポート部審査企画グループが「運用」、与信部門（信用サポート部）から機能的に独立した信用リスクグループが制度の「設計」と「運用の監視」、リスク統括部リスク統括グループが制度の適切性の「検証」を行うこととし、これらの3部署による相互牽制により内部格付制度が適正に機能する体制を構築しております。

さらに、信用リスク管理がルールに則って適正に行われているかを、自己査定実施プロセスの検証などを通じて、監査部が監査する体制としております。

また、信用リスクグループは、銀行全体の与信ポートフォリオに内在する信用リスクの状況を統計的手法により計量化し、将来発生する可能性のあるリスク量を把握するほか、大口与信先や特定の業種への与信集中の状況などをモニタリングし、過大な信用リスクが発生しないようにコントロールを行っております。

信用リスクの管理状況については、以下に記載する市場リスクの管理状況、流動性リスクの管理状況と合わせて、頭取を議長とする月次の「統合リスク・予算管理会議」などを通じて経営に報告する体制となっております。

③ 市場リスク管理体制

市場リスクとは、金利や為替、株価などの市場価格の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

市場性取引において、リスク資本配賦額や評価損益額のほかに、ポジション額や感応度等に限度を設けることで、市場リスク量を一定の範囲内にコントロールしております。

預金・貸出金、投資有価証券を中心としたバンキング勘定の取引については、市場リスク量が一定範囲に収まるようALMヘッジ基準を定めており、経営企画部事業戦略ALMグループは金利リスクの状況や金利見通しに基づくALMヘッジの取組方針について、「統合リスク・予算管理会議」において審議する体制としております。

市場部門の組織は取引執行部署と事務管理部門とを厳格に分離するとともに、独立したリスク管理部門を設置し相互牽制体制を確立しております。また、この3部門の牽制体制の有効性を被監査部門から独立した監査部が検証を行っております。

④ 流動性リスク管理体制

流動性リスクには、市場環境の悪化などにより必要な資金が確保できなくなり資金繰りがつかなくなるリスクや、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）と、債券などの金融商品の売買において市場の混乱などにより取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）があります。

円貨、外貨それぞれの資金繰り管理部門の設置、及び資金繰り管理部門から独立した流動性リスク管理部門を設置することで相互牽制を図る体制を整備しております。資金繰り管理部門の1つである市場営業部資金為替グループにおいては、市場調達額が過大とならないように資金調達可能額の範囲内にコントロールしているほか、市場環境に留意し安定的な資金繰りに努めております。また、流動性リスク管理部門であるリスク統括グループでは、資金化可能な高流動性資産の保有状況を含めた資産負債構造の安定性評価や資金繰りポジションの状況のほか、資金繰り管理部門の管理状況などをモニタリングしております。

また、不測の事態への対応として、非常時の資金繰り管理を「第1フェーズ（予防的段階）」、「第2フェーズ（要注意段階）」、「第3フェーズ（流動性懸念段階）」及び「第4フェーズ（流動性枯渇段階）」の4区分に設定し、各フェーズにおける権限者、対応策をあらかじめ定め、速やかに対処できる体制を整備しております。

市場流動性リスクについては、流動性リスク管理部門が高流動性資産の保有状況を適時モニタリングしているほか、フロントオフィスにおいては流動性を考慮した上での運用資産の選定や、銘柄・期間別の限度枠設定などにより対応しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件などを採用しているため、異なる前提条件などによった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注3）参照）。また、「連結貸借対照表計上額」の重要性が乏しい科目については注記を省略しております。

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
特定取引資産				
売買目的有価証券	78	5,368	—	5,447
国債	78	—	—	78
地方債	—	373	—	373
社債	—	4,995	—	4,995
株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
うち外国債券	—	—	—	—
有価証券				
その他有価証券（*1）	1,538,006	1,328,732	199,271	3,066,011
国債	947,277	—	—	947,277
地方債	—	163,244	—	163,244
社債	—	322,007	198,901	520,908
株式	458,394	3,904	—	462,299
その他	132,334	839,576	370	972,281
うち外国債券	132,334	498,480	—	630,814
資産計	1,538,085	1,334,100	199,271	3,071,458
デリバティブ取引（*2）（*3）				
金利関連	—	17,921	—	17,921
通貨関連	—	△26,422	—	△26,422
株式関連	—	—	—	—
債券関連	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	△8,501	—	△8,501

（*1） 有価証券には、時価算定会計基準適用指針第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。

連結貸借対照表における当該投資信託の金額は19,267百万円であります。

なお、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上					
16,732	—	316	2,218	—	—	19,267	—

（*2） 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

なお、金利スワップの特例処理を適用するものはヘッジ対象取引と一体で評価するためデリバティブ取引から控除しております。

（*3） デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△18,330百万円であります。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

現金預け金、コールローン及び買入手形、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位: 百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	—	14,236	8,315	22,551	23,226	△675
国債	—	—	—	—	—	—
地方債	—	8,328	—	8,328	8,804	△476
社債	—	1,966	8,315	10,282	10,401	△119
その他	—	3,941	—	3,941	4,019	△78
うち外国債券	—	3,941	—	3,941	4,019	△78
貸出金					10,737,136	
貸倒引当金 (*)					△49,277	
	—	—	10,594,826	10,594,826	10,687,859	△93,033
資産計	—	14,236	10,603,141	10,617,377	10,711,086	△93,708
預金	—	11,847,222	—	11,847,222	11,849,224	△2,001
譲渡性預金	—	134,113	—	134,113	134,119	△5
借入金	—	1,297,902	—	1,297,902	1,313,755	△15,852
負債計	—	13,279,239	—	13,279,239	13,297,098	△17,859

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

特定取引資産

特定取引資産については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。証券化商品(信託受益権)は、第三者から入手した価格に基づいて時価を算定しており、当該価格の算定に当たり重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。私募債は、内部格付、残存期間、保全率に応じた割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率は重要な観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

新株予約権はオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。主なインプットは上場確率等であります。上場確率は観察できないインプットであることからレベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、担保及び保証の状況、期間に基づく区分ごとに、元利金の将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率、又は市場金利に信用リスクや経費率等を反映させた割引率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。割引率は観測不能であることから全てレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを同様の新規借入を行う場合に想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価の算定に重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション評価モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.9%～2.6%	1.3%
その他				
新株予約権	オプション評価モデル	上場確率	0%～100.0%	51.4%

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3 の時価への 振替	レベル3 の時価から の振替	期末残高	当期の損益に 計上した額のうち 連結貸借対照表日 において保有する 金融資産及び 金融負債の評 価損益
		損益に 計上 (*)	その他の 包括利益 に計上					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	25,547	—	△238	△1,189	—	—	24,120	—
証券化商品 （信託受益権）	171,392	△38	△2,162	5,588	—	—	174,780	—
新株予約権	258	△34	107	39	—	—	370	—

（*）連結損益計算書の「資金運用収益」及び「その他経常費用」に含まれております。

（3）時価の評価プロセスの説明

当グループはミドル部門及びバック部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めております。算定された時価については、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

証券化商品（信託受益権）の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは倒産確率、倒産時の損失率及び期限前返済率であります。倒産確率、倒産時の損失率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせ、期限前返済率の著しい変動は、金融商品の構造に応じて、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、割引率であります。割引率は発行体の内部格付、残存期間、保全率に応じて算定しており、割引率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

新株予約権の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは上場確率であります。上場確率の著しい上昇（下落）は時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

(注3) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)(*2)	7,021
組合出資金等(*3)	124,646

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式について291百万円の減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主として投資事業組合であります。これらは時価算定会計基準適用指針第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(有価証券関係)

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△4

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対 照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	8,804	8,328	△476
	社債	10,401	10,282	△119
	その他	4,019	3,941	△78
	小計	23,226	22,551	△675
合計		23,226	22,551	△675

3. その他有価証券(2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	462,048	86,858	375,189
	債券	762	760	2
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	762	760	2
	その他	400,578	388,932	11,646
	うち外国債券	117,262	116,123	1,139
	小計	863,390	476,551	386,838
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	250	329	△79
	債券	1,630,667	1,758,499	△127,831
	国債	947,277	1,043,695	△96,417
	地方債	163,244	170,371	△7,127
	社債	520,145	544,432	△24,286
	その他	590,970	631,993	△41,023
	うち外国債券	513,551	552,040	△38,489
	小計	2,221,888	2,390,822	△168,934
合計		3,085,278	2,867,374	217,904

4. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当ありません。

5. 連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	16,349	13,238	—
債券	217,286	46	11,473
国債	123,731	—	8,234
地方債	91,423	45	3,234
社債	2,131	1	4
その他	455,155	8,564	3,957
合計	688,791	21,849	15,430

6. 保有目的を変更した有価証券
該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、その他34百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結決算日において時価が取得原価に対して30%以上下落している銘柄等を著しく下落したと判断しております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託(2024年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	うち時価が連結貸 借対照表計上額を 超えるもの (百万円)	うち時価が連結貸 借対照表計上額を 超えないもの (百万円)
満期保有目的の 金銭の信託	5,700	5,700	—	—	—

(注) 「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(2025年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の 信託	138,000	138,000	—	—	—

(注) 合同運用の金銭の信託であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,738円29銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	115円40銭